

令和 3年 1月 28日施行

## 大阪大学接合科学研究所同窓会会則

### (総則)

- 第1条 本会は大阪大学接合科学研究所同窓会（略称：接合研同窓会）と称する。
- 第2条 本会の事務局を大阪大学接合科学研究所（大阪府茨木市美穂ヶ丘 11-1）内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、大阪大学接合科学研究所の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催
  - (2) その他本会の目的を達成するために必要な集会及び事業

### (会員)

- 第5条 本会は次の会員により構成される。
- (1) 正会員 大阪大学溶接工学研究所の出身者、接合科学研究所に在籍及び出身の教職員並びに学生とする。
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は個人で、正会員以外の者とする。
- 第6条 第5条の資格を満たすものは原則、会員になるものとする。
- 第7条 会員は入会時に千円を収めるものとする。
- 第8条 会員は連絡先等の変更が生じた場合は、速やかに本会事務局に連絡する。

### (役員)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 運営委員 所長、担当研究室教員 若干名、事務長
- 第10条 会員の中から会長及び副会長を役員会において選出する。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 副会長は会長の職務を補佐し、必要な場合には会長の職務を代行する。
- 第11条 運営委員は役員会において選出する。
- 2 運営委員は本会の運営を円滑に行うための職務を行う。
  - 3 運営委員の任期は原則2年とする。

(会計監事)

第12条 本会に会計監事を若干名置く。

2 会計監事は、本会の会計を監査し、役員会に報告する。

3 会計監事は役員会の承認を経て会長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(機関)

第13条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

第14条 総会は役員会が必要と認めたとき、若しくは会員総数の10分の1以上の請求があったときに開催する。

第15条 役員会は第3条に規定する本会の目的遂行のための意思決定及び執行機関とする。

2 役員会は、第9条に規定する役員をもって構成する。

3 役員会は、本会の事業計画、予算及び事務処理を決定し、必要な事項について規約を定めることができる。

4 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、議長となる。ただし、役員の半数以上の要請があるときは、会長は役員会を招集しなければならない。

5 役員会は全役員の賛成を以って決議するものとする。

6 役員会の決定事項は、会員からの請求があった場合、報告しなければならない。

(会計)

第16条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

第17条 会員は第7条に規定する会費を納入しなければならない。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条 本会の決算は会計監事の監査を受けた上、役員会に報告し全役員の承認を得なければならない。

2 会計監査の報告は会員からの請求があった場合、開示しなければならない。

(会則改正)

第20条 本会則の改正は役員会において全役員の賛成を必要とする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 本会の個人情報の取り扱いは、大阪大学同窓会連合会プライバシーポリシーに準ずる。

(雑則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て別に定める。

附則

この会則は令和 3年 1月 28日から施行する。